

騎馬隊の運用要綱の制定について（例規）

最終改正 平成27.3.24 例規務第9号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

京都府警察では、平安建都1200年を契機として、京都独自の歴史と伝統を反映し、かつ、より府民に親しまれる警察活動を推進するため、この度、下記のように騎馬隊の運用要綱を定め、平成6年2月10日から実施することとしたから、実効の挙がるように努められたい。

記

騎馬隊の運用要綱

1 任務

騎馬隊は、京都府警察の組織の細目等に関する訓令（昭和42年京都府警察本部訓令第1号）別表第1の4の（1）に定める騎馬隊の分掌事務を行うことを任務とする。

2 編成

騎馬隊は、騎馬隊長（以下「隊長」という。）、副隊長及び騎馬隊員（以下「隊員」と総称する。）をもって編成する。

3 隊長の職務

隊長は、命を受け、騎馬隊の事務を処理し、隊員を指揮監督するとともに、隊員の教育訓練、馬匹その他の備品の管理に当たるものとする。

4 勤務時間

- （1）隊長の勤務時間は、警察職員の勤務に関する訓令（昭和33年京都府警察本部訓令第9号。以下「勤務訓令」という。）第2条に定めるところによるものとする。
- （2）隊員の勤務時間は、勤務訓令第4条第2項に定めるところによるものとする。

5 活動区域

騎馬隊の活動区域は、京都府域とする。

6 派遣要請

- （1）所属長は、騎馬隊派遣要請書（別記様式第1号）により、地域部地域課長に騎馬隊の派遣を要請することができる。この場合において、派遣の要請は、派遣要請日前2週間までに行うものとする。
- （2）地域部地域課長は、騎馬隊の派遣要請があった場合は、その要否について審査し、結果を要請者に通知するものとする。

7 隊員の心得

隊員は、騎馬隊の任務をよく自覚して行動するとともに、常に技能の向上を図るように努めなければならない。

8 記録

騎馬隊に騎馬隊日誌（別記様式第2号）を備え、必要な事項を記録しておかなければならない。

9 委任

この例規通達に定めるもののほか、騎馬隊の運用に関する細部事項は、別に定めるものとする。

別記様式第1号

騎馬隊派遣要請書	
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地域部地域課長 殿</p> <p style="text-align: right;">所属長 ㊟</p>	
日 時	<p style="text-align: center;">年 月 日 (曜日)</p> <p style="text-align: center;">午前・後 時 分～午前・後 時 分</p>
場 所	
派遣要請人員等	<p style="text-align: center;">・警察官 人 ・馬匹頭数 頭</p>
活 動 の 内 容	
行 事 の 名 称	
行 事 の 目 的	
行 事 の 概 要	
対 象 人 員 等	<p>・一般 人 ・児童生徒 人 ・青少年 人</p> <p>・その他 ()</p>
行 事 の 責 任 者	<p style="text-align: right;">電話 ()</p>
連 絡 先	<p style="text-align: right;">電話 ()</p>
共 催 者 等	
雨 天 時 の 措 置	
駐 車 場	<p>・有 ・無 ・その他 ()</p>
備 考	

現場付近略図

N



*現場付近の交通規制及び駐車場を記入すること。

別記様式第2号

騎 馬 隊 日 誌

課 長 隊 長			年 月 日	
曜日・天気				
総 員	就 務	事 故	事故人員内訳	当 直 員
人	人	人		
受 訓 事 項				
重 点			指 示	
活 動 状 況 ・ 特 記 事 項				
馬 匹 の 活 動 状 況				
馬匹の総数	活 動 数	調 教 数	疾病馬匹数	装蹄馬匹
頭	頭	頭	頭	頭
馬 匹 の 疾 病 状 況				
備 考				